

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

重点目標1 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

男女共同参画の考え方は、以前に比べると浸透してきたものの、長い歴史や伝統の中で社会的に形成された固定的な性別役割分担意識は、実生活の中では根強く残っています。

本市の市民意識調査において、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感しない」と回答した割合は全体で7割を超えており、前回（平成22（2010）年度）調査時よりも高くなっていますが、家庭での役割についての現状は、依然として「生活費を稼ぐ」は主に男性が行っており、「日常の家事」については主に女性が行っているという結果が出ています。

こうした固定的な性別役割分担意識は、一人ひとりの多様な生き方を制限する要因となり、女性が主体的に生きるための自由な選択や能力発揮の妨げとなるだけでなく、男性にとってもプレッシャーとなることがあります。

男女がともに個性や能力を発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現のためには、一方的な押し付けではなく、固定的な性別役割分担意識、偏見や性差別などが社会的に作られたものであることを一人ひとりが理解し、意識を改革していくことが必要です。

また、近年顕在化してきた性的マイノリティ^{（※5）}については、性の多様性を理解し、お互いの違いを認め合える意識啓発を行っていくことが必要です。

※5 性的マイノリティ

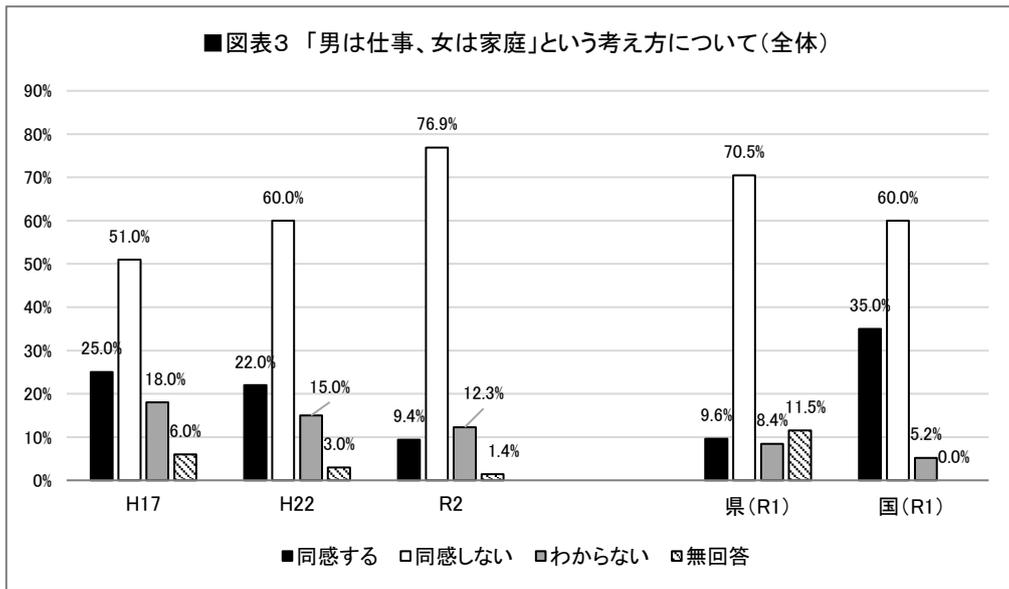
性的少数者、セクシュアル・マイノリティともいわれ、心身と心の性が一致しない、性愛の対象が必ずしも異性に向かわない等の性自認、性的指向をもつ人々の総称です。

「LGBT」と表現することもあります。これは、代表的な性自認、性的指向である次の言葉の頭文字をとった性的マイノリティの総称の一つです。

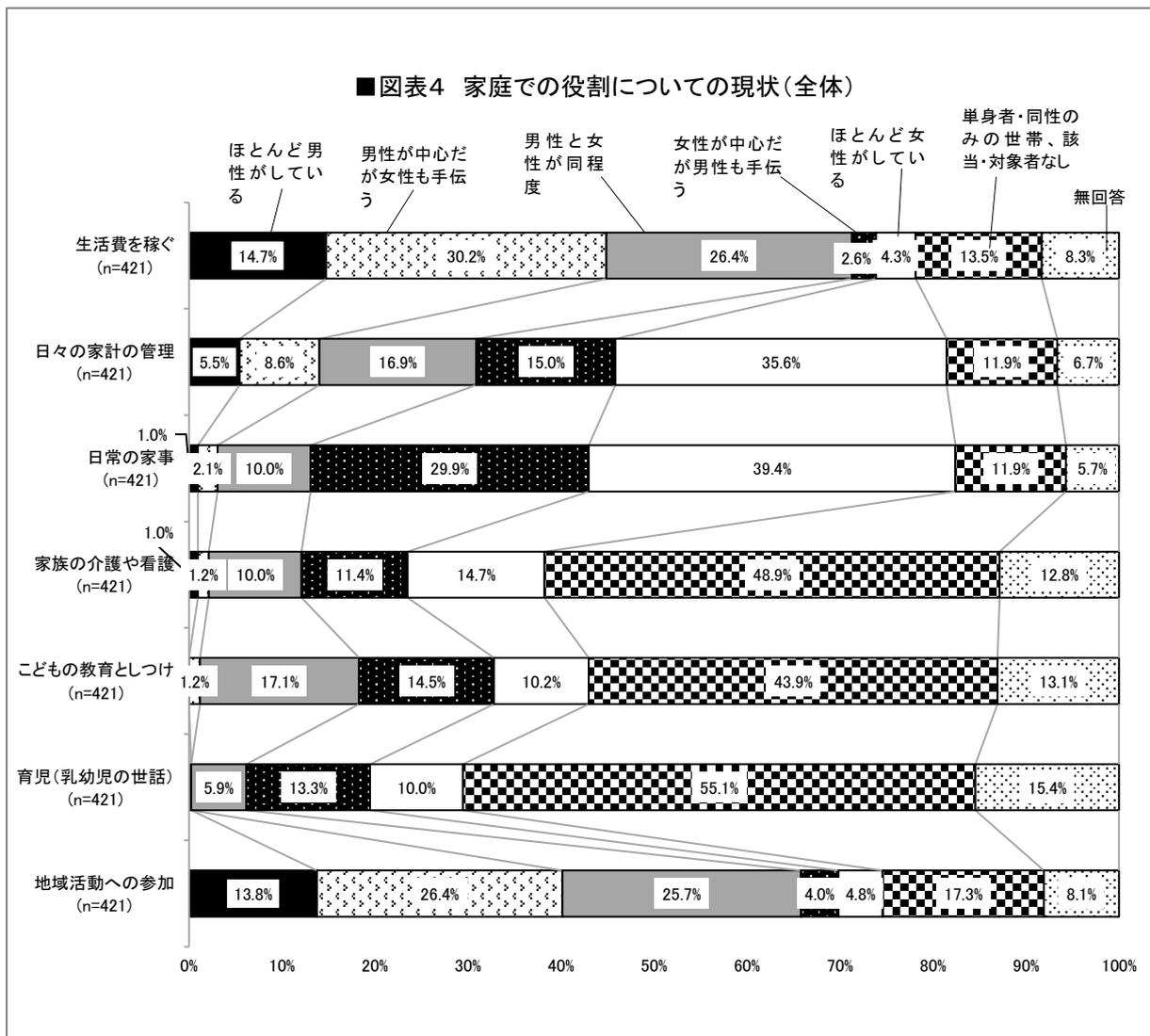
- ・ L（レズビアン）：女性の同性愛者
- ・ G（ゲイ）：男性の同性愛者
- ・ B（バイセクシュアル）：両性愛者
- ・ T（トランスジェンダー）：「身体の性」は男性でも、「心の性」は女性というように、「身体の性」と「心の性」が一致しないため、「身体の性」に違和感を持つ人。

「心の性」にそって生きたいと望む人も多く見られます。

<市民意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 社会制度・慣行の見直し	男女共同参画に関する意識を高めるための広報の充実を図ります。	市民課、社会教育課
	人権週間、男女共同参画週間などあらゆる機会を活用し、人権擁護委員や関係団体等と連携した各種啓発を行います。	市民課、社会教育課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
市民意識調査の「生活費を稼ぐ」の現状において「主に男性が行っている」と回答した割合 ※「主に男性が行っている」＝「ほとんど男性がしている」と「男性が中心だが女性も手伝う」の割合の合計	令和2年度	令和7年度
	44.9%	30%
市民意識調査の「日常の家事」の現状において「主に女性が行っている」と回答した割合 ※「主に女性が行っている」＝「ほとんど女性がしている」と「女性が中心だが男性も手伝う」の割合の合計	令和2年度	令和7年度
	69.3%	45%

重点目標2 男女共同参画推進のための情報収集及び広報活動の充実

男女共同参画意識の浸透を図るためには、定期的な現状把握、達成状況の検証が必要です。現状調査を実施し、その達成状況の検証を行います。また、広報紙やホームページ等を活用し、広報活動を積極的に行います。

また、男女共同参画の取組は、ジェンダー平等を含む「持続可能な開発目標（SDGs）」など、国際社会と密接な関係があることから、国際社会の情報を収集・活用し、国際的視野に立った男女共同参画を促進していく必要があります。

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 男女共同参画に関する現状調査の実施	取組状況や意識調査を実施し、達成状況の検証を行います。	関係各課
② 広報紙及びホームページ等を活用した広報活動の実施	人権週間、男女共同参画週間などあらゆる機会を活用し、広報活動を行います。	市民課、秘書広報課
③ 国際的視野に立った男女共同参画の促進	国際社会の取組や先進事例等を収集・活用するとともに、市民への情報提供を行います。	市民課、秘書広報課 企画政策課

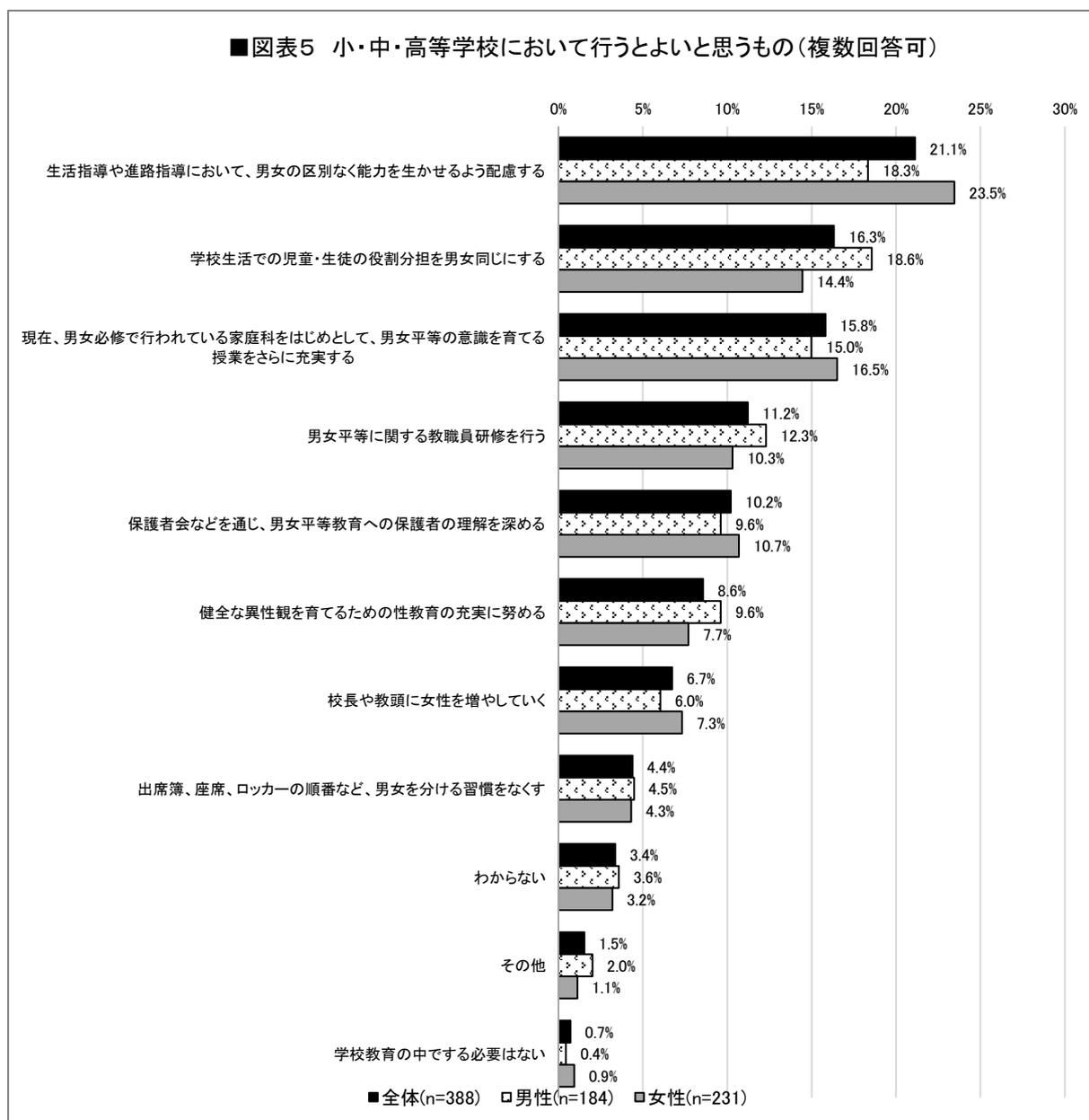
重点目標3 学校・家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進

一人ひとりの意識や価値観は、生まれたときから大人になるまで、学校・家庭・地域など周囲の様々な影響を受けて形成されていきます。

人権意識や平等意識を育てるために、学校教育の果たす割合は大きく、また、家庭や地域においても、親世代の意識や生活態度、地域の慣習などは子どもに大きな影響を与えます。

そのため、「男の子だから、女の子だから…」といった固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、男女共同参画社会の実現に向けて、学校・家庭・地域が連携を図りながら、様々な場面において、男女共同参画の視点に立った教育や学習の機会を提供することが必要です。

<市民意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 学校における男女共同参画教育・学習の推進	男女平等を推進する教育・学習の充実を図ります。	学校教育課
② 家庭・地域における男女共同参画教育・学習の推進	男女共同参画意識を高める学習機会を確保します。	市民課、社会教育課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
人権問題学習講座参加者数 (男女共同参画社会啓発講演会)	令和元年度	令和7年度
	168人	200人

基本目標Ⅱ 男女の人権が尊重される社会の構築

重点目標4 あらゆる暴力（DV等）の根絶 【DV防止計画】

性別や間柄を問わず、全ての暴力は犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。暴力は、配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント（※6）だけでなく、児童虐待を含む親子間の暴力など様々なものがあります。

本市の市民意識調査において、暴力（身体的・精神的・社会的・経済的・性的）を受けたことがある人は全体の11.4%であり、そのうち、「誰にも相談しなかった」と回答した割合は、男性46.7%、女性22.0%となっています。

DV等の被害は、個人あるいは家庭の問題と認識されてきたことや、相談や届出をすることに抵抗感を持つ人が多いため、誰にも相談しない場合が多く、被害が潜在化する傾向があります。

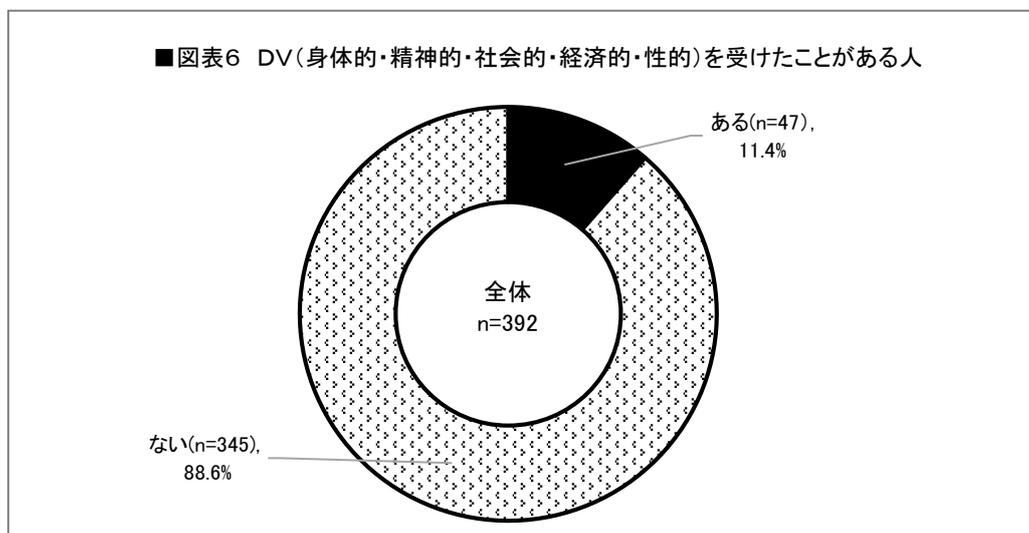
また、「どこに（誰に）相談してよいのかわからなかった」と回答した人も男性が12.5%、女性が5.0%いることから、より一層、相談窓口の周知徹底を図ることが必要です。

県や関係機関と連携しながら、あらゆる暴力の発生を防ぎ、暴力を容認しない環境づくりを推進し、被害者への支援体制の充実を図っていく必要があります。

※6 セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

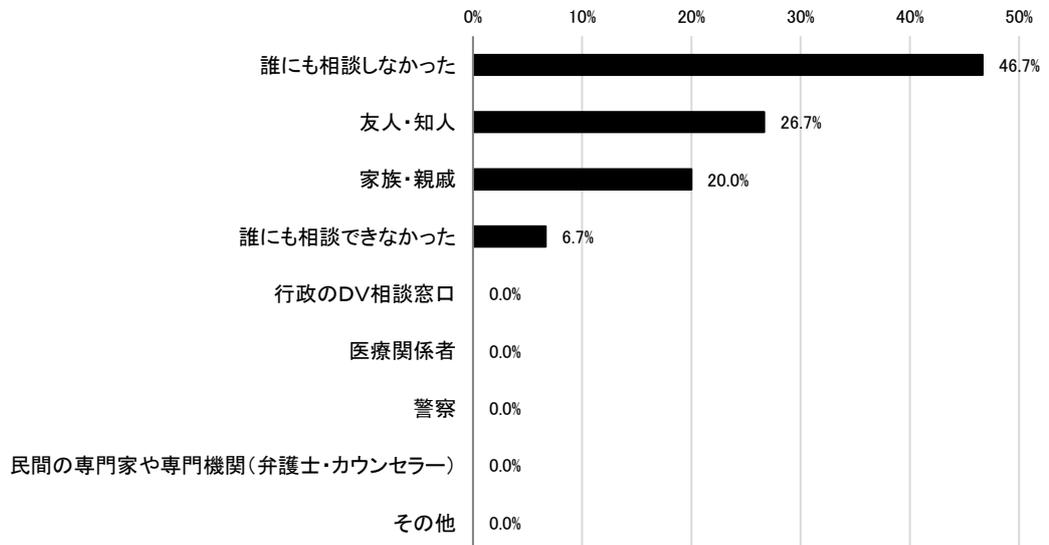
継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動であり、それは、単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものであると定義されています。

<市民意識調査>

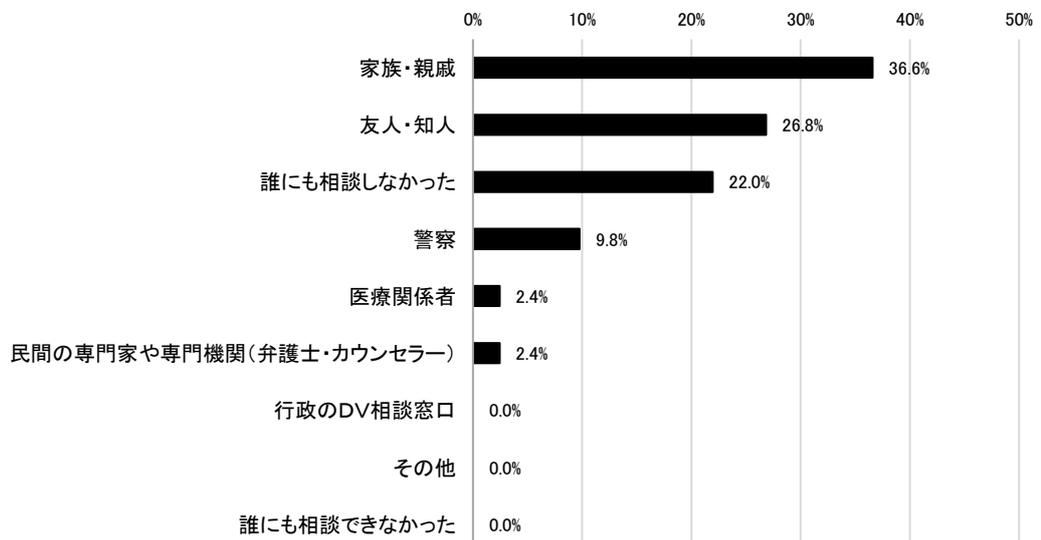


「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

■ 図表7 どこ(誰)に相談しましたか (男性(n=16))

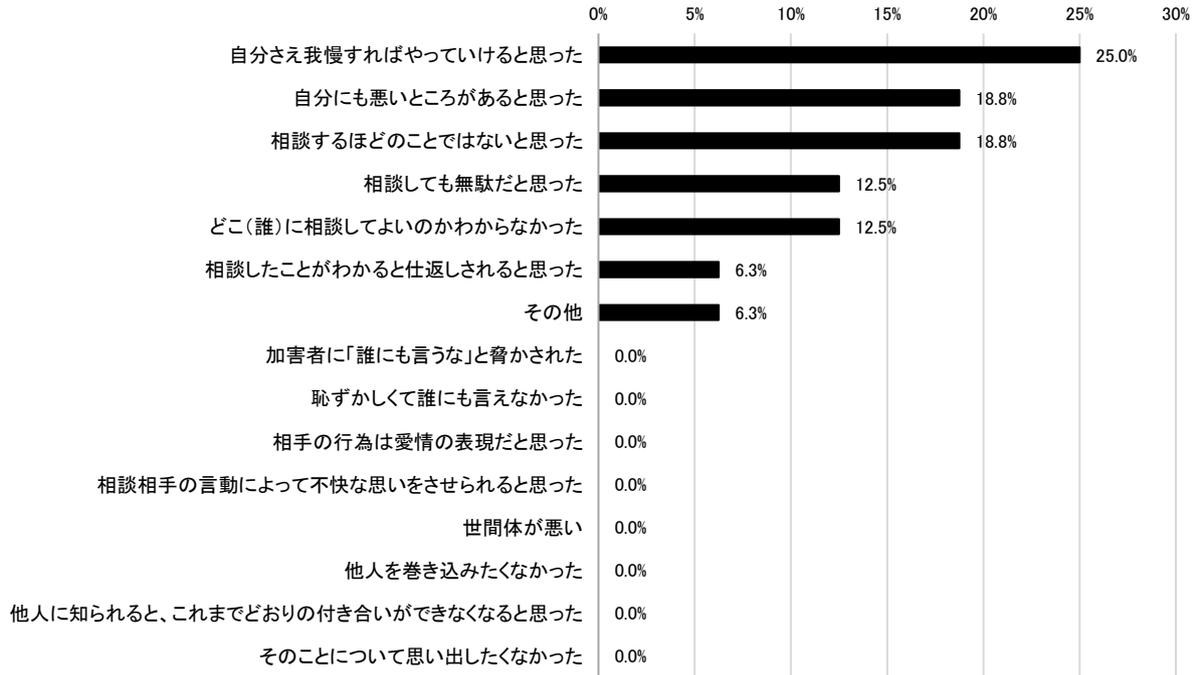


■ 図表8 どこ(誰)に相談しましたか (女性(n=31))

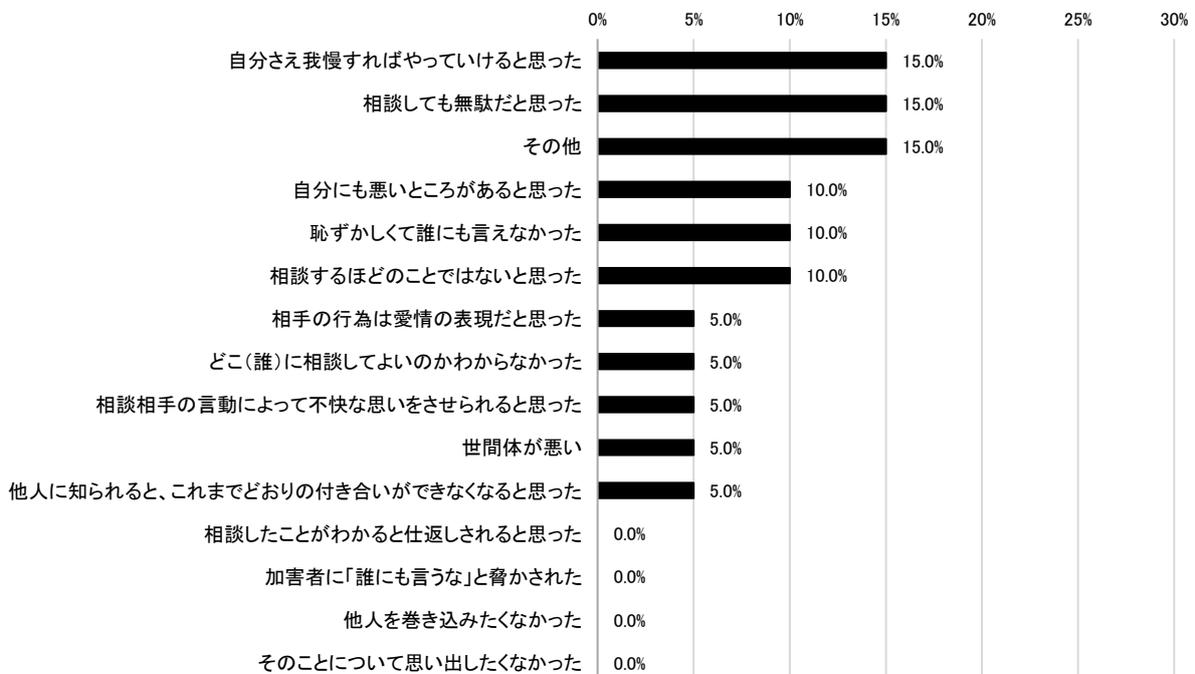


「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

■図表9 誰にも相談しなかった理由（男性(n=7)）



■図表10 誰にも相談しなかった理由（女性(n=9)）



<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 男女間及び児童へのあらゆる暴力（DV等）の発生を防ぐ環境づくりの推進	あらゆる暴力（DV等）を許さない社会環境づくりに向けての啓発を行います。	市民課、こども未来課
② 被害者への相談・支援体制の充実	DV等に関する相談窓口の周知・徹底を図ります。	市民課、こども未来課
	DV相談やDV等に関する支援を行います。	市民課、こども未来課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
DV・虐待防止にかかる啓発活動回数 ※民生委員・児童委員との連携、学校訪問、広報活動	令和元年度 32回	令和7年度 50回

重点目標5 情報化社会における男女の人権尊重

近年、スマートフォンやSNS^(※7)の普及に伴い、世界中の膨大な情報を簡単に手に入れることができる一方で、それらが悪用され、プライバシーの侵害や暴力的な表現による誹謗中傷など人権を侵害するような被害が多発しています。

このような情報化社会において、発信者側が自主的に人権を尊重した表現ができるよう促すとともに、受信者側も情報を主体的に収集・判断できるよう広報、啓発を行うことが必要です。

また、SNS利用者の多い若年層においては、スマートフォンでの監視や束縛など、交際相手などからの暴力（デートDV）に繋がる可能性もあるため、予防啓発や教育・学習を行っていく必要があります。

※7 SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Social Networking Service）の略で、インターネット上で登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制のサービスのことであり、Facebook やLINE などがあります。

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 情報化社会への対応	市の様々な広報（刊行物やホームページ等）において、人権や男女共同参画に配慮した表現を行います。	秘書広報課・関係各課
	プライバシーの侵害や誹謗中傷の防止に向けた広報、啓発を行います。	市民課

重点目標6 生涯を通じた健康支援

男女は身体的性差によって、ライフステージに応じた健康面での配慮が必要であり、男女がお互いに違いを理解し、人権を尊重することは、男女共同参画の推進には欠かせないものです。

特に、女性においては、妊娠や出産の可能性があることなど、生涯を通じて男性とは異なる健康上の問題に直面するため、「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）^{（※8）}」についての理解が必要です。

また、一人ひとりが性別や年齢に応じて取り組むべき健康課題について意識し、日ごろから健康づくりを実践できるよう、様々な機会啓発活動を行うとともに、健康支援を進めていきます。

※8 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

<性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）>

人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であること。

<性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）>

全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利。

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 性と生殖に関する健康の重要性についての普及・啓発	命の大切さと性についての理解を深めるための学習の機会を提供します。	健康づくり課
② 生涯を通じた男女の健康支援	健康寿命の延伸による地域の活性化を進め、運動習慣の定着を図るため、関係機関と連携した健康増進事業を推進します。	健康づくり課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
国民健康保険 特定健診受診率	平成 29 年度	令和 7 年度
	29.3%	60%
国民健康保険 特定保健指導実施率	平成 29 年度	令和 7 年度
	28.9%	60%

重点目標7 あらゆる人々が安心して暮らせる環境づくり

社会や経済情勢の急激な変化の中、社会の繋がりの希薄化等により、家庭、地域など生活上で様々な困難を抱える人が増加しています。

ひとり親家庭の中には、経済的困難に加え、育児不安や孤独感の増大といった問題に直面している家庭もあり、相談体制の強化、自立支援など、きめ細やかな対応が必要です。

また、高齢化率が高く、留学生等多くの外国人が生活している本市においては、高齢者等の福祉サービスの充実や文化の異なる人々も安心して暮らせる環境づくりが必要です。

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭の不安解消や生活の安定を図るため、生活や就労等の相談体制の充実や支援を図ります。	こども未来課
② 高齢者・障害者・外国人等への支援	高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、相談体制の充実を図り、社会に参加できる環境づくりを推進します。	福祉課、介護医療連携課
	外国人が安心して生活できるよう、関係機関と連携し、生活情報の提供や相談支援を行います。また、多文化共生への理解を深めるための啓発や交流の場の創出を図ります。	企画政策課、市民課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
ひとり親就労相談による就職率	令和元年度	令和7年度
	36%	50%
市国際交流協議会が主催（支援）する交流イベントへの外国人市民参加者数（延べ）	令和元年度	令和7年度
	46人	150人
ボランティア通訳登録者数	令和元年度	令和7年度
	4人	10人

基本目標Ⅲ 男女がともに活躍する社会づくり

【女性活躍推進計画】

重点目標8 政策・方針決定の場への女性の参画促進

我が国において、急速な少子高齢化・人口減少が進む中で、男女がその性別に関わりなく、社会の対等な構成員として、男女双方の視点による意見を反映させていくことは、将来にわたり持続可能で活力ある社会を生み出すことに繋がります。

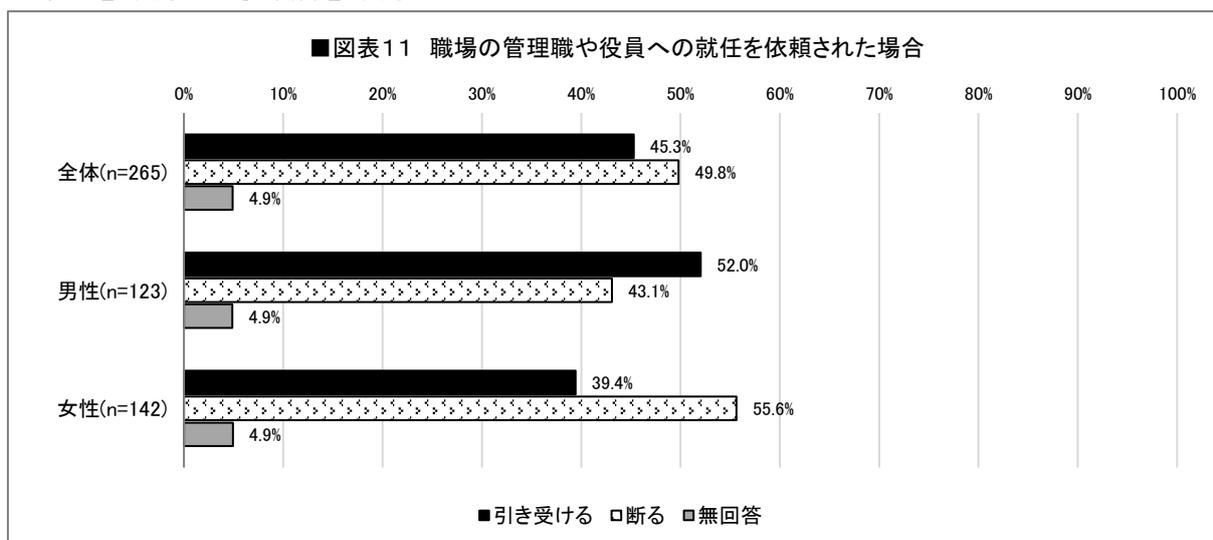
しかし、本市の市民意識調査において、「職場の管理職等への就任を依頼された場合」について、「断る」と回答した女性は半数を超えており、事業所意識調査においても、女性の管理職が1割にも満たない理由として、「女性自身が管理職になることを望んでいないことが多いから」の回答が上位にあがっています。

現状において、政策・方針決定の場への女性の参画の割合は低く、本市の審議会等における女性の割合は、令和2（2020）年4月現在において20.7%となっています。

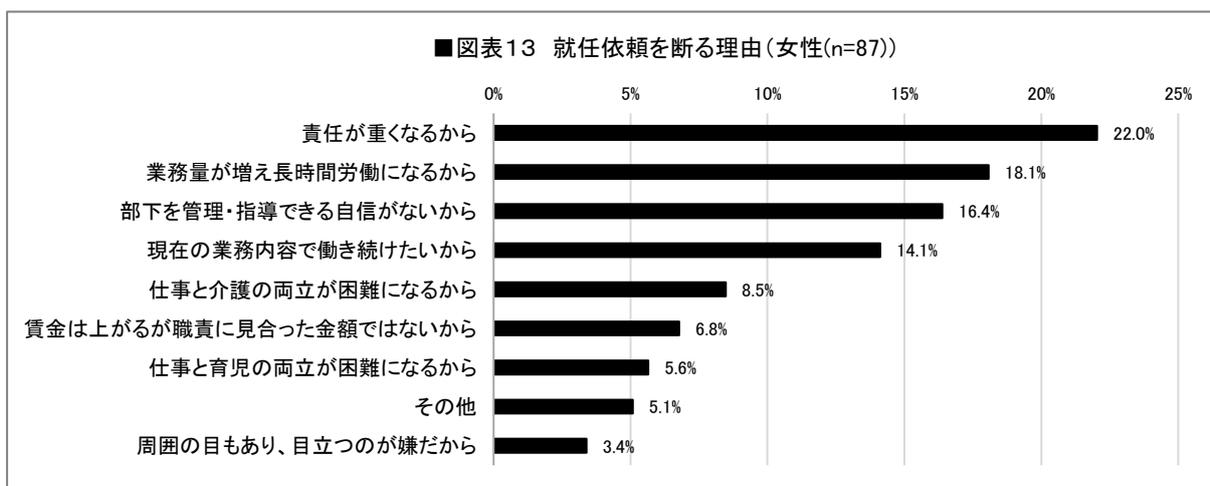
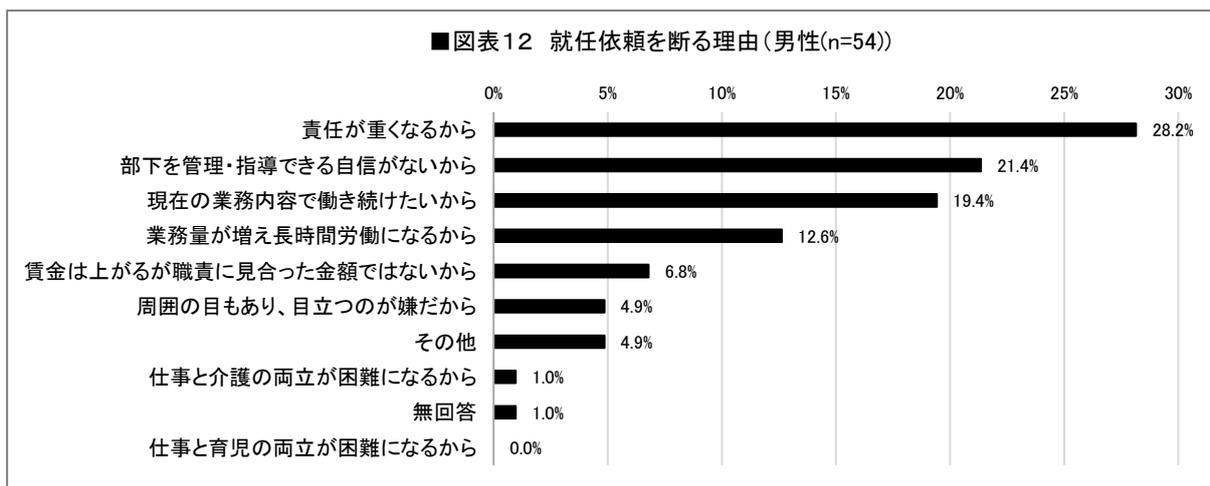
政策・方針決定の場への女性の参画促進は、国民の価値観の多様化が進む中で様々な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すだけでなく、将来、誰もが性別を意識することなく活躍できる社会に繋がっていきます。

そのためには、女性の意識改革を行うとともに、行政における女性登用の推進、民間企業、各種団体等における女性の参画促進を図る必要があります。

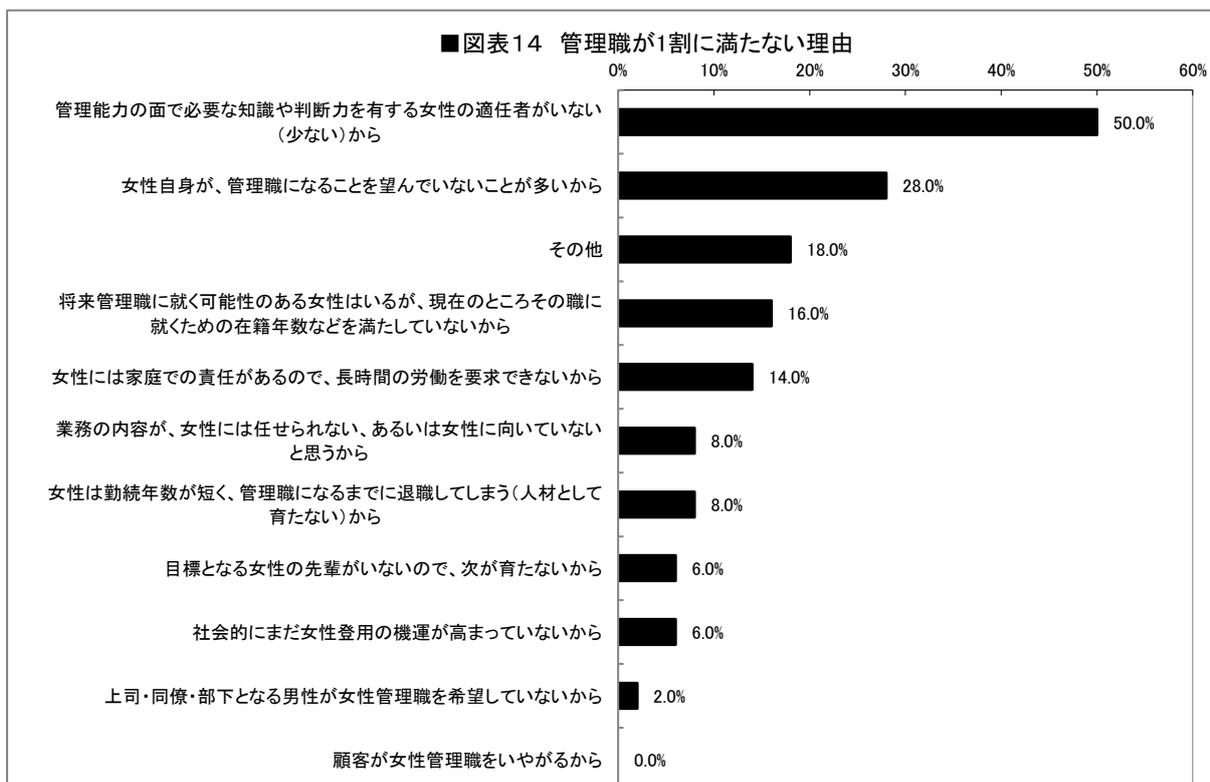
<市民意識調査・事業所意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

<現況値>

内閣府男女共同参画局が公表した「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和元（2019）年度）」によると、本市における令和元（2019）年の審議会等における女性委員の割合は、県内 15 市において最下位となっています。

■図表15 市審議会等女性委員及び市職員女性管理職（課長相当職以上）の割合（令和2（2020）年4月1日現在）

	審議会等委員数 （地方自治法第202条の3に基づく）			職員管理職 （一般行政職）		
	委員総数 （人）	女性委員 （人）	女性委員 割合（%）	総数 （人）	女性 （人）	女性管理職 割合（%）
岡山市	1,192	509	42.7	298	44	14.8
倉敷市	1,733	526	30.4	287	22	7.7
津山市	762	231	30.3	97	14	14.4
玉野市	304	93	30.6	48	4	8.3
笠岡市	693	296	42.7	38	3	7.9
井原市	349	132	37.8	41	4	9.8
総社市	903	252	27.9	54	12	22.2
高梁市	619	128	20.7	57	6	10.5
新見市	417	124	29.7	42	10	23.8
備前市	401	139	34.7	47	6	12.8
瀬戸内市	243	74	30.5	46	9	19.6
赤磐市	315	103	32.7	46	9	19.6
真庭市	492	136	27.6	55	6	10.9
美作市	274	70	25.5	47	4	8.5
浅口市	322	102	31.7	38	7	18.4
岡山県市町村平均	11,225	3,434	30.6	1,397	174	12.5

内閣府男女共同参画局公表「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和元年度）」

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 行政分野における女性の参画促進	市の管理職への女性の積極的な登用を推進します。	総務課
	市の消防本部への女性の採用を推進します。	消防総務課
	市の審議会等における女性委員を増やし、女性委員のいない審議会等の解消を図ります。	関係各課
② 民間企業・各種団体等における女性の参画促進	政策・方針決定の場への女性の参画の重要性について、広報、啓発を行います。	産業振興課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
市の一般行政職における課長級以上の女性管理職の割合	令和2年度	令和7年度
	10.5%	15%
市の消防吏員における女性の割合	令和2年度	令和7年度
	1.5%	5%
各審議会等における女性委員の割合 (※地方自治法202条の3に基づく審議会等)	令和2年度	令和7年度
	20.7%	40%
女性委員のいない審議会等の数 (※地方自治法202条の3に基づく審議会等)	令和2年度	令和7年度
	6	0

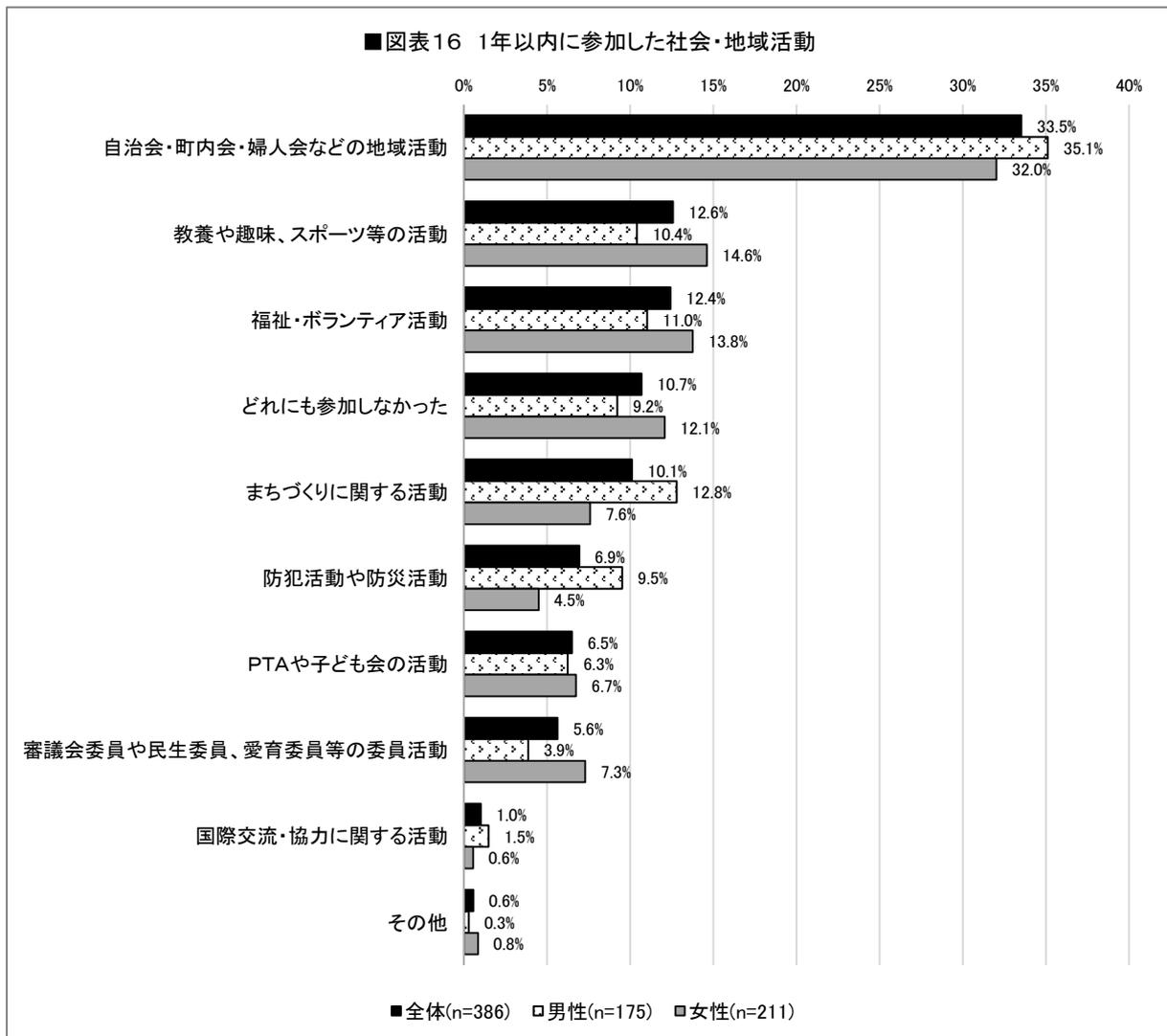
重点目標⑨ 地域社会における男女共同参画の推進

本格的な人口減少が到来する中、将来にわたり持続可能な地域社会を構築していくためには、これまで以上に男性と女性が力を合わせて防災、まちづくり、地域おこし等の様々な分野において、男女の協働による取組を進めていく必要があります。

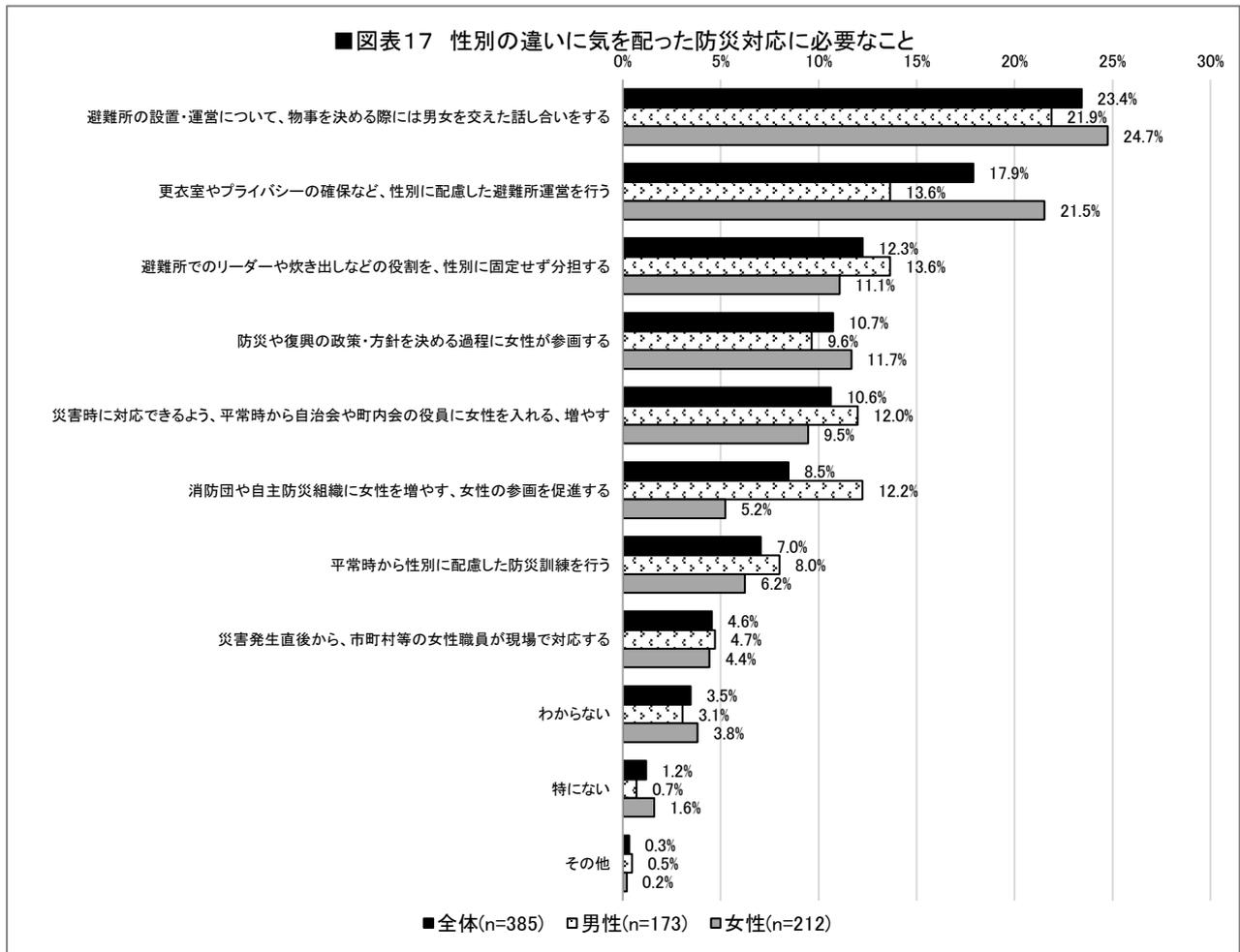
本市の市民意識調査において、「1年以内に参加した社会・地域活動」では、「どれにも参加しなかった」と回答した割合は、男性に比べ女性の方が高い結果が出ています。

平成30（2018）年7月豪雨災害など、近年、日本各地で災害が頻発する中、災害発生等の非常時において、性別に配慮した避難所運営等を行うためには、平常時から防災を含め地域社会の様々な分野において男女共同参画の促進を図る必要があります。

<市民意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

< 施策の方向と推進する施策 >

施策の方向	推進する施策	所管課
① 地域社会及び防災・災害対応における男女共同参画の推進	男女共同参画の視点を取り入れた市の地域防災計画等の整備を進めるとともに、防災や災害時の対応に、女性の意見が反映されるよう市や地域での施策決定の場への参画を促進します。	防災復興推進課
	男女共同参画の視点に立った研修会等を行うなど、啓発に努めます。	市民課、社会教育課、防災復興推進課
	防災組織等への女性の参画拡大を図ります。	消防総務課

< 数値目標 >

項目	現状値	目標値
消防団員における女性の数	令和元年度	令和7年度
	28人	35人
防災士における女性の割合	令和元年度	令和7年度
	10%	15%

重点目標10 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

少子高齢化・人口減少が進行する中で、働きたい人が性別に関わりなくその能力を発揮できる社会を実現することは非常に重要です。しかし、結婚、出産等の理由で働きたい意思があるにも関わらず、離職する女性は依然として存在しています。

本市の市民意識調査において、「女性が仕事をもつことについての考え方」をみると、男女とも「仕事をもち結婚出産に関わらず仕事を続ける方がよい」と回答した割合が最も高くなっていますが、そう回答した女性のうち、約3割が結婚、出産を理由に離職している現状があります。

「女性が仕事を続けるために必要なこと」をみると、女性では「夫、パートナーなど家族の理解や家事、育児、介護などへの参加」と回答した割合が最も高いことから、女性が仕事を続けるためには男性の理解、意識改革が重要であるといえます。

また、パワー・ハラスメント（パワハラ）^(※9)、セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）防止対策をしている事業所は、全体の56.2%であり、約半分の事業所は防止対策を行っていないという結果が出ています。

そんな中、働きやすい職場環境の整備に向け、企業にパワハラ防止措置を義務付ける、いわゆる「女性活躍・ハラスメント規制法」が令和2（2020）年6月から大企業を対象に、また令和4（2022）年4月から中小企業を対象に施行されることとなりました。

このように労働条件や環境は徐々に改善されていますが、男女間ではまだ格差があり、男女の均等な雇用機会と待遇を確保するため、事業者への積極的改善措置（ポジティブ・アクション）^(※10)やハラスメント対応の促進を図るとともに、女性が結婚、出産等に関わらず仕事を続けられる環境づくりに向けた取組を行うことが必要です。

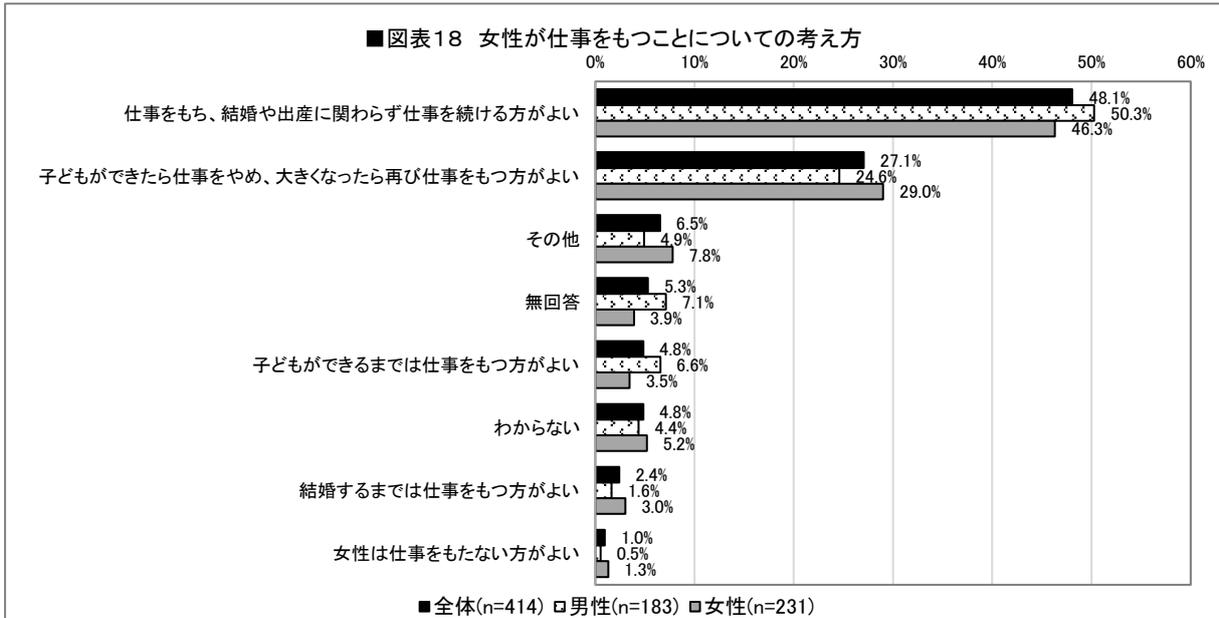
※9 パワー・ハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える、または職場環境を悪化させる行為をいいます。この行為は上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、更には部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

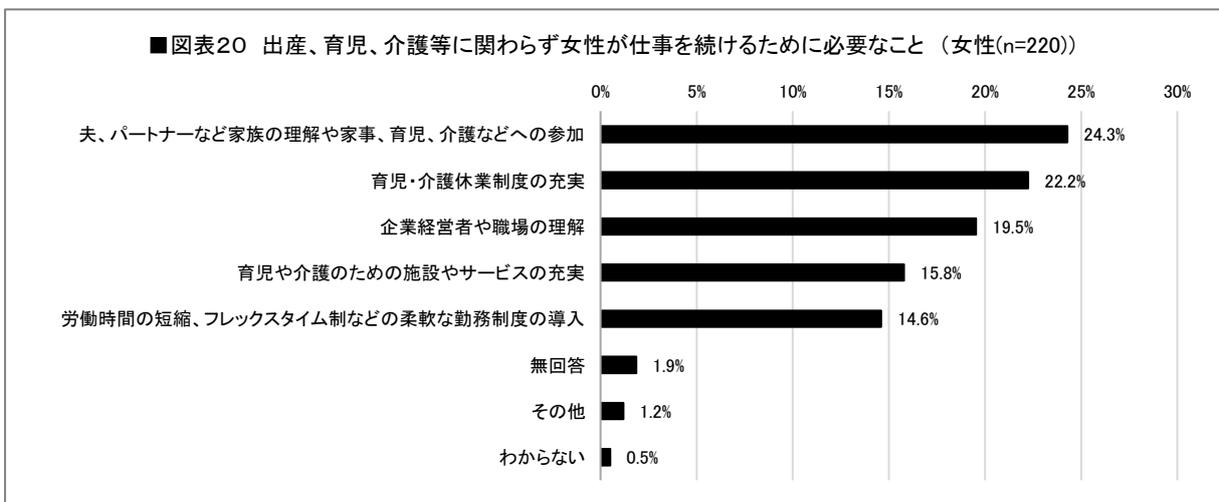
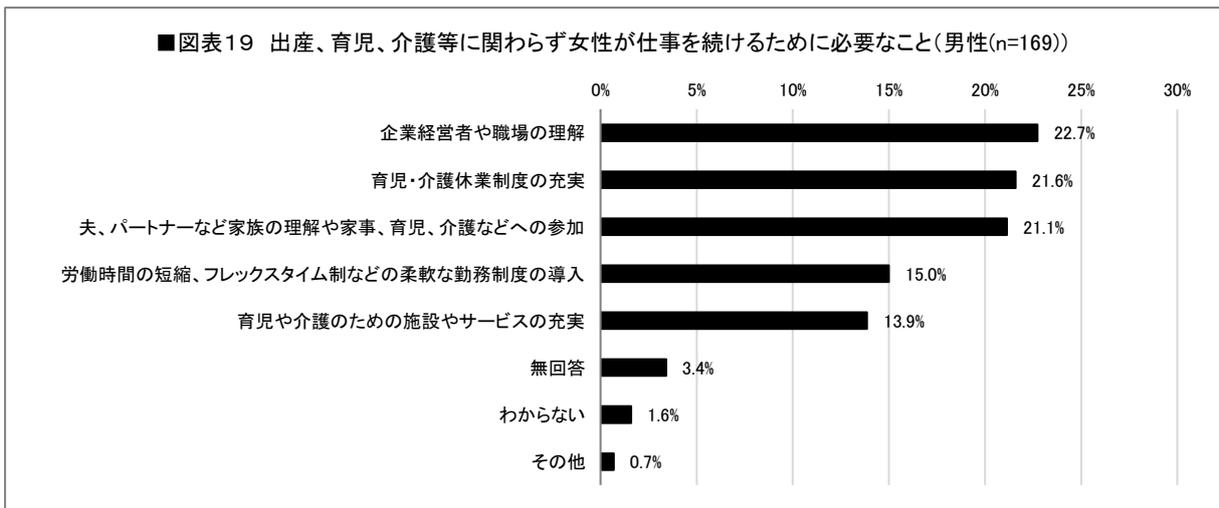
※10 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。

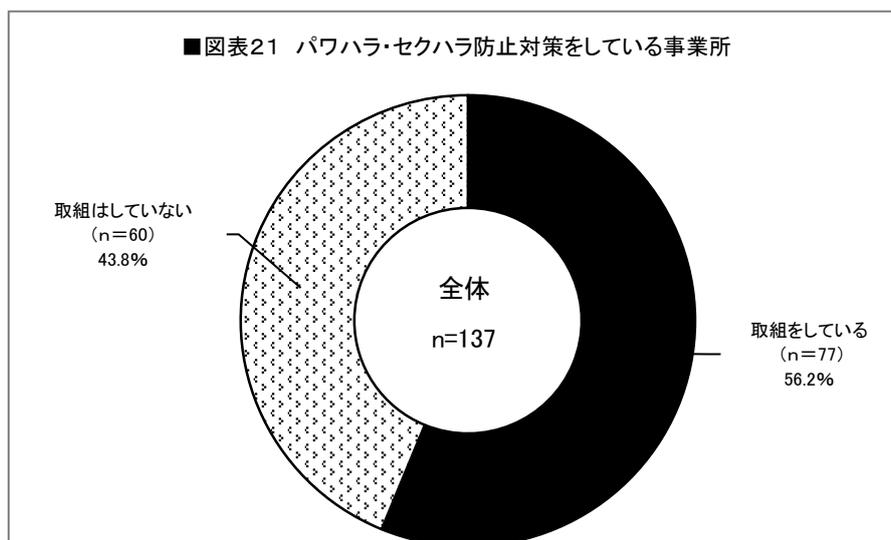
<市民意識調査・事業所意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

< 施策の方向と推進する施策 >

施策の方向	推進する施策	所管課
① 男女の均等な雇用機会と待遇の確保	事業者に対し、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の広報、啓発を行います。	産業振興課
② 女性が働き続けることのできる環境づくり	雇用する従業員の子育て等を積極的に応援する取組を行います。	産業振興課、こども未来課
	女性が働き続けることに対し、家庭内の理解や協力が得られるよう広報、啓発を行います。	市民課
③ ハラスメントへの対応	事業者に対し、職場におけるハラスメント防止対策の啓発を行います。	産業振興課

< 数値目標 >

項目	現状値	目標値
パパ・ママ・子育て応援企業数	令和元年度	令和7年度
	26社	30社

重点目標11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女が性別に関係なく、一人の人間として仕事・家庭・趣味などを自分の希望するバランスで展開させ、多様なライフスタイルを選択できることは、仕事も仕事以外の生活も充実し好循環が生まれ、ひいては社会全体の活性化に繋がります。

また、人生100年時代の到来に向け、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、本人の希望に応じて、仕事と家庭や地域、また個人の生活との調和を図っていくことは、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられます。

しかし、本市の市民意識調査では、男女とも「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先したいとの回答が最も多かったものの、男女とも希望どおりとはなっておらず、男性は「仕事」を、女性は「仕事」と「家庭生活」を優先している現状となっています。

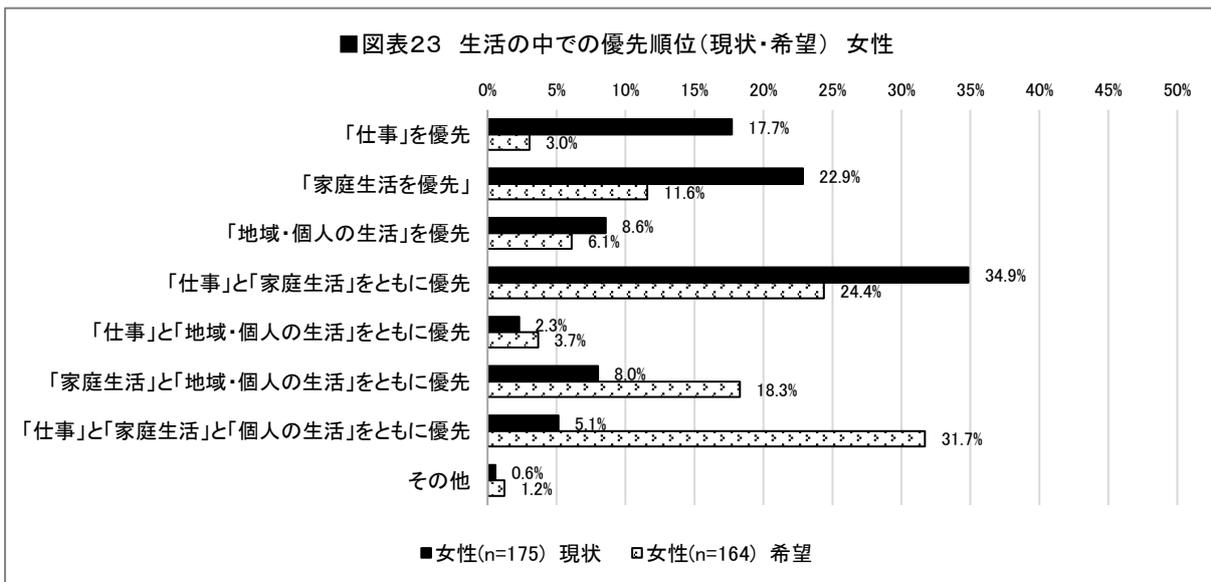
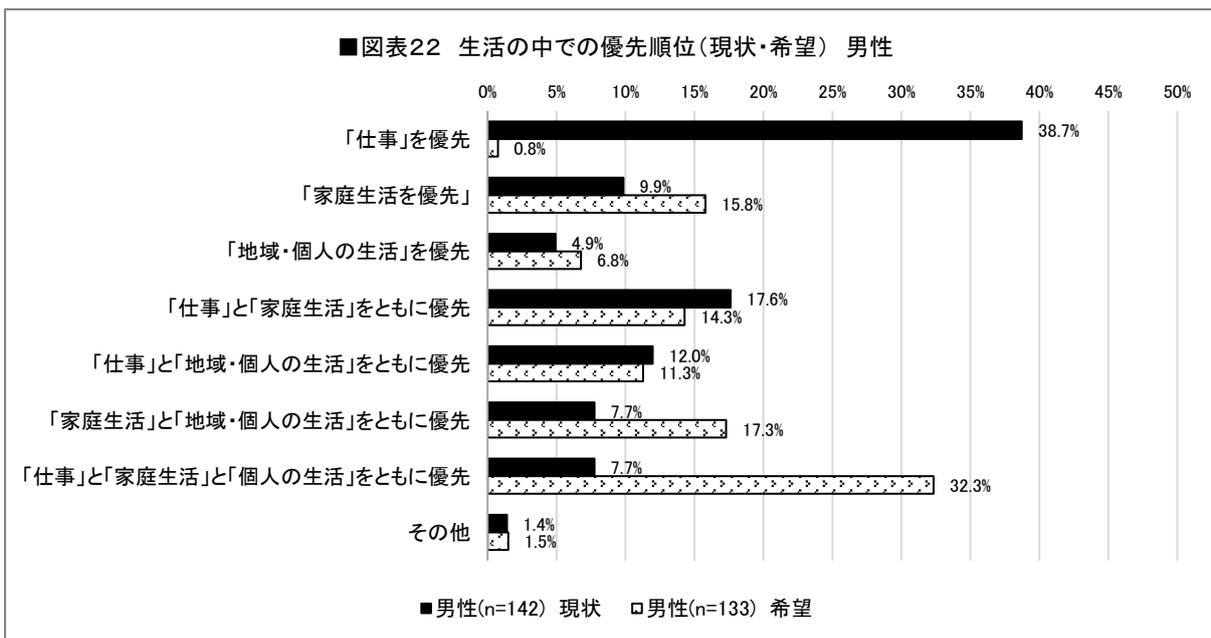
「仕事」と「家庭生活」と「個人の生活」をともに優先するためには、男女とも、仕事だけでなく家事・育児・介護に主体的に関わる必要がありますが、事業所意識調査において、男性の育児休業・介護休業の合計取得人数は依然として低い状況となっています。

ワーク・ライフ・バランス^(※11)の実現のために、本市では、認定こども園・学童保育などの環境整備、子育て・介護に対する多様なサービスの充実を図るとともに、男性が育児休業・介護休業を取りやすい職場の環境づくりを推進していく必要があります。

※11 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責務を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態をいいます。

<市民意識調査・事業所意識調査>



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する市民意識調査」

■ 図表24 育児休業・介護休業制度取得人数

<育児休業制度 取得>

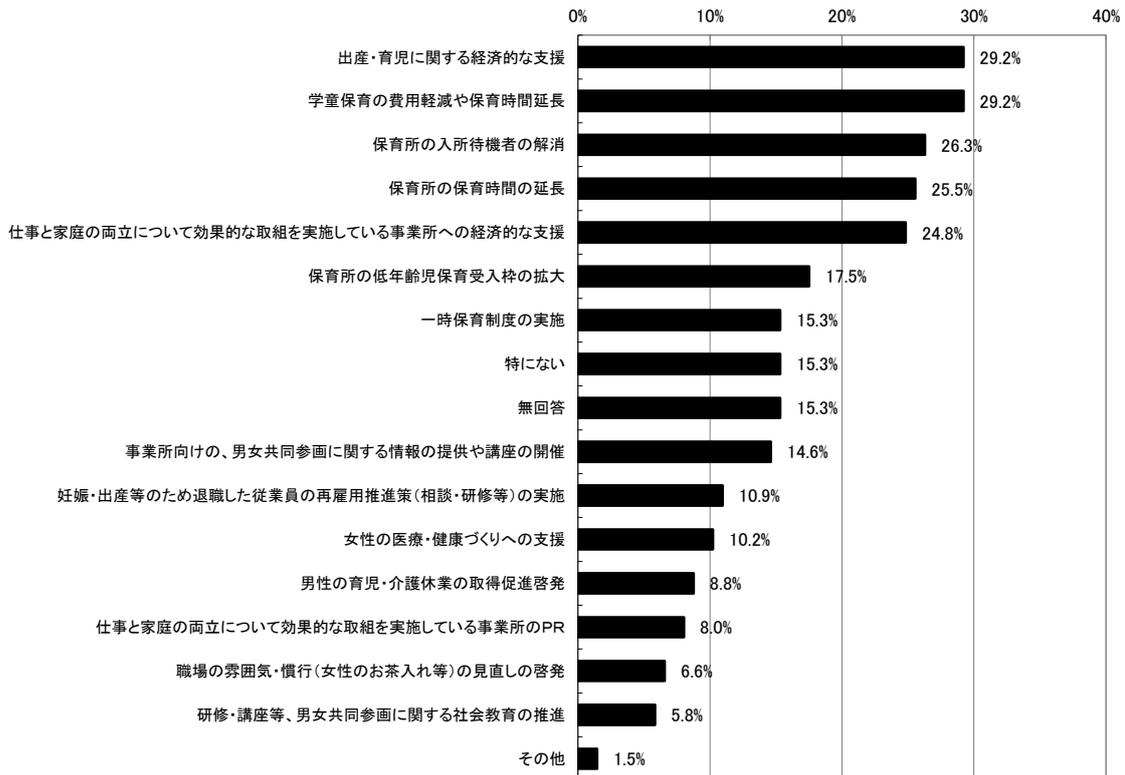
	男性	女性	合計
平成30年度	3人	54人	57人
令和元年度	4人	48人	52人
令和2年度	3人	26人	29人

<介護休業制度 取得>

	男性	女性	合計
平成30年度	1人	1人	2人
令和元年度	2人	1人	3人
令和2年度	1人	2人	3人

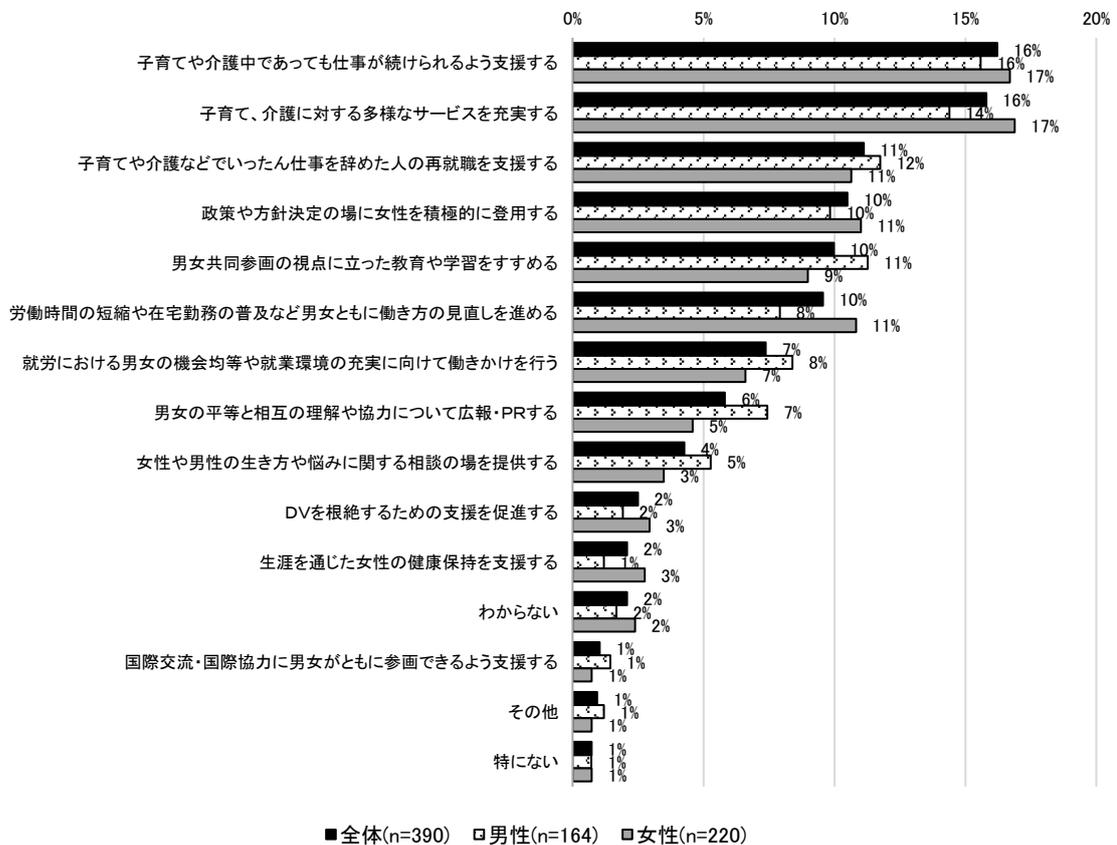
「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

■ 図表25 従業員の仕事と家庭の両立支援について、市の事業や政策へ望むこと



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

■ 図表26 男女共同参画を実現するため高梁市が今後力を入れていくべきこと(複数回答可)



「令和2年 高梁市男女共同参画に関する事業所意識調査」

<施策の方向と推進する施策>

施策の方向	推進する施策	所管課
① 仕事と家庭・地域生活等の両立支援・環境整備	ファミリーサポートセンターなど、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。	こども未来課、福祉課、介護医療連携課
	ニーズに応じた保育の提供や学童保育の充実、環境整備を推進します。	こども未来課
	介護等による離職防止のため、相談体制の充実や環境整備を推進します。	介護医療連携課、福祉課
② 多様で柔軟な働き方の推進	事業者等に対し、フレックスタイムや在宅勤務、労働時間の短縮、またテレワークなど、その人の状況に合わせた多様な働き方の推進に向けた啓発を行います。	産業振興課

<数値目標>

項目	現状値	目標値
ファミリーサポートセンターの提供会員・両方会員数	令和元年度	令和7年度
	28人	42人
認定こども園数	令和元年度	令和7年度
	3箇所	5箇所
一時預かり実施施設数	令和元年度	令和7年度
	1箇所	3箇所
市男性職員の育児休業取得率 (5年間の合計)	平成28～令和2年度	令和3～7年度
	5.8%	30%

※男性職員の育児休業取得者数/男性職員の育児休業対象者数